

府中市生物多様性地域戦略検討協議会設置要綱

平成26年3月31日

要綱第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号。次条第1号において「法」という。）第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、府中市生物多様性地域戦略検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見の交換等を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 市内における生物の多様性（法第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。次号において同じ。）の保全及び持続可能な利用（同条第2項に規定する持続可能な利用をいう。次号において同じ。）に関する目標
- (2) 市内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 3人以内
- (3) 環境保全、農業、商工業等に関する団体の構成員 8人以内
- (4) 関係行政機関等の職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。